〃	第六十九回	三百五十万円		三百四十九万八千七百三十二円
〃	第七十一回	四億六千八百五十九万円		四億六千八百五十八万五千七百五十六円
〃	第八百一回	四億六千三百五十万円		四億六千二百九十二万七千六百二十六円
〃	第八百二回	二億千七百五十三万円		二億千七百二十二万六千六百八十五円
〃	第八百三回	一億六百五万円		一億六百万七千七百六十四円
〃	第八百四回	四億三千三百九十九万円		四億三千三百八十一万七千百三十八円
合計		千二百五十四億六百七十万円		千二百五十一億六千六百六十四万七千七百八円

○国土交通省告示第七百二十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十八年五月二日　国土交通大臣　石井　啓一

防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、防火設備について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十二条第三項に規定する検査及び同条第四項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一　定期検査等は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）について、同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

一　防火扉　別表第一

二　防火シャッター　別表第二

三　耐火クロススクリーン　別表第三

四　ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（以下「ドレンチャー等」という。）　別表第四

2　前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた防火設備に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあっては、当該方法によるものとする。

第二　防火設備の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる防火設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　防火扉　別記第一号

二　防火シャッター　別記第二号

三　耐火クロススクリーン　別記第三号

四　ドレンチャー等　別記第四号

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

別表第一

	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)
(い)検査項目	防火扉					
	設置場所の周囲状況	扉、枠及び金物		危害防止装置	連動機構	
(ろ)検査事項	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	扉の取付けの状況	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	作動の状況	設置位置	感知の状況
(は)検査方法	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(十六)の項又は(十七)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。
(に)判定基準	物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖に支障があること。	取付けが堅固でないこと。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	運動エネルギーが十ジュールを超えることより閉鎖力が百五十ニュートンを超えること。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第千四百五十六号第二の二(2)に掲げる場所に設けていないこと。	適正な時間内に感知しないこと。